

平成25年6月26日6月三次市議会定例会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（26名）

1番 吉岡 広小路	2番 須山 敏夫	3番 齊木 亨
4番 小池 拓司	5番 鈴木 深由希	6番 桑田 典章
7番 池田 徹	8番 岡田 美津子	9番 久保井 昭則
10番 助木 達夫	11番 新家 良和	12番 福岡 誠志
13番 山村 恵美子	14番 澤井 信秀	15番 杉原 利明
16番 宍戸 稔	17番 保実 治	18番 大森 俊和
19番 竹原 孝剛	20番 平岡 誠	21番 小田 伸次
22番 林 千祐	23番 亀井 源吉	24番 伊達 英昭
25番 國岡 富郎	26番 沖原 賢治	

2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市長	増田 和俊	副市長	高岡 雅樹
副市長	津森 貴行	総務部長	元 廣 修
特命プロジェクト 推進部長	堂本 昌二	財務部長	福永 清三
地域振興部長	藤井 啓介	産業部長 兼農業委員会 事務局長	上岡 譲二
福祉保健部長	森田 和利	子育て支援部長	瀧 奥 恵
教育長	児玉 一基	教育次長	白石 欣也
建設部長	花本 英蔵	水道局長	坂本 高宏
総合窓口 センター部長	部谷 義登	市民病院部 事務部長	山本 直樹
君田支所長	平岡 淳	布野支所長	反田 博美
作木支所長	瀧 奥 祥二郎	吉舎支所長	木屋 繁広
三良坂支所長	片岡 法生	三和支所長	細美好宏
甲奴支所長	内藤 かすみ	選挙管理委員 会事務局長	上野 哲之
監査事務局長	伊川 文雄		

4 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（5名）

事務局長	大 鎗 克文	次 長	吉川 一也
議事係長	中村 静明	政務調査係長	明賀 克博
政務調査主任	瀧 熊 圭治		

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1	議案第53号 議案第54号 議案第58号 議案第59号 議案第60号 議案第56号	(総務常任委員長報告 6 件) 三次市宇賀交流拠点施設設置及び管理条例 (案) 三次市税条例及び三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (案) 三次市職員の再任用に関する条例 (案) 三次市職員の退職手当に関する条例 (案) 三次市職員の勤務条件等の改革に伴う関係条例の整備等に関する条例 (案) 指定管理者の指定について
第 2	議案第55号	(教育民生常任委員長報告 1 件) 三次市営水泳プール設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案)
第 3	議案第57号	(産業建設常任委員長報告 1 件) 工事委託契約の変更について
第 4	議案第50号 議案第51号 議案第52号	(予算決算常任委員長報告 3 件) 平成25年度三次市一般会計補正予算 (第 3 号) (案) 平成25年度三次市下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) (案) 平成25年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) (案)
第 5	議案第62号	工事請負契約の締結について
第 6	発議第 5 号	地方財政の充実・強化を求める意見書 (案)
第 7	発議第 6 号	教育予算の拡充を求める意見書 (案)
第 8	発議第 7 号	三次市議会議員の議員報酬の特例に関する条例 (案)

平成25年6月三次市議会定例会議事日程（第5号）

（平成25年6月26日）

日程番号	議案番号	件名
第 1		（総務常任委員長報告 6 件）
	議 53	三次市宇賀交流拠点施設設置及び管理条例（案）…………… 307
	議 54	三次市税条例及び三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）…………… 307
	議 58	三次市職員の再任用に関する条例（案）…………… 307
	議 59	三次市職員の退職手当に関する条例（案）…………… 307
	議 60	三次市職員の勤務条件等の改革に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）…………… 307
	議 56	指定管理者の指定について…………… 307
第 2	議 55	（教育民生常任委員長報告 1 件） 三次市営水泳プール設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）…………… 311
第 3	議 57	（産業建設常任委員長報告 1 件） 工事委託契約の変更について…………… 312
第 4		（予算決算常任委員長報告 3 件）
	議 50	平成25年度三次市一般会計補正予算（第 3 号）（案）…………… 313
	議 51	平成25年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）…………… 313
	議 52	平成25年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）…………… 313
第 5	議 62	工事請負契約の締結について…………… 314
第 6	発 5	地方財政の充実・強化を求める意見書（案）…………… 318
第 7	発 6	教育予算の拡充を求める意見書（案）…………… 320

日程番号	議案番号	件名
第 8	発 7	三次市議会議員の議員報酬の特例に関する条例（案）…………… 321
第 9	……………	(閉会中継続審査申出事件 1 件) …………… 331
	陳 2	(教育民生常任委員会) 公的年金2.5%の削減に反対する意見書の提出について…………… 332

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜

——開議 午前10時 0分——

○議長（沖原賢治君） 皆さんおはようございます。

本日は6月定例会最終日であります。各委員会審査の報告と採決及び追加議案等の審議を行いますので、よろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員は26人であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、福岡議員及び新家議員を指名いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 総務常任委員長報告6件

議案第53号 三次市宇賀交流拠点施設設置及び管理条例（案）

議案第54号 三次市税条例及び三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

議案第58号 三次市職員の再任用に関する条例（案）

議案第59号 三次市職員の退職手当に関する条例（案）

議案第60号 三次市職員の勤務条件等の改革に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）

議案第56号 指定管理者の指定について

○議長（沖原賢治君） 日程第1、議案第53号外5議案を一括議題といたします。

議案6件については、総務常任委員長の報告を求めます。

（総務常任委員長 亀井源吉君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 亀井総務常任委員長。

〔総務常任委員長 亀井源吉君 登壇〕

○総務常任委員長（亀井源吉君） 皆さんおはようございます。

今期定例会において総務常任委員会に審査付託となりました議案6件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る6月20日に委員会を開催し、議案第54号三次市税条例及び三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）については教育民生常任委員会との連合審査会の開催により、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第53号三次市宇賀交流拠点施設設置及び管理条例（案）外議案3件については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

次に、議案第59号三次市職員の退職手当に関する条例（案）及び議案第60号三次市職員の勤務条件等の改革に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）については賛成多数をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について委員会の総意とされたものを申し上げます。

議案第58号三次市職員の再任用に関する条例（案）について、職員の再任用に当たっては、新規採用や職員の年齢構成に十分配慮したものとされたい。

次に、議案第60号三次市職員の勤務条件等の改革に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）について、この条例案は市職員の給与減額が主な内容であるが、地方公務員の給与は、各自治体が職務と責任に応じ、他の地方公共団体や民間の給与、その他の事情を考慮した上、条例で定めるべきものであり、国が地方交付税を減額し地方公務員の給与削減を強制することは、地方分権の流れに反し、地方の財政自主権を侵すものであり、遺憾であると考えます。

以上、述べました事項のほか、審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（沖原賢治君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

（2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 須山議員。

○2番（須山敏夫君） ただいまの総務常任委員長報告について、私は議案第59号及び議案第60号に対する反対討論を行います。

まず、議案第59号についてであります。この条例案は、国家公務員の退職手当の引き下げに準じて市職員の退職手当を引き下げようとするものであります。

反対理由の第1は、大企業に雇用をふやすことと賃金引き上げを求めている国の動きとも逆行するものであります。私ども日本共産党は、この間、労働者の賃金引き下げや非正規雇用の拡大がデフレ不況の悪循環をつくり出していることを示し、大企業の内部留保金を1%でも給与に回せば賃上げができることを経済界に求めるよう政府に直接要請し、国会質問でも繰り返し求めてきました。政府も、賃金下がったことを認め、安倍首相は収益増を賃金に回すよう経済界に要請しました。このような状況のもとで行われる退職手当の引き下げは、国の動きとも逆行し、民間給与や退職金のさらなる引き下げ、官民の労働条件の悪化、内需の低迷という悪循環に日本経済及び地域経済を陥れるものであると言わなければなりません。

反対理由の第2は、昨年国は、国家公務員の退職手当削減を衆参でそれぞれ約1時間余りと、まともな審議も保障せず、たった1日という乱暴なやり方で強行いたしました。これに先立って、政府は閣議決定で地方公務員の退職手当についても国家公務員の制度改正に応じて必要な措置を講じることを要請しています。これは、本来地方自治体が主体的に決めるべき職員の待遇問題まで踏み込んでいることになり、極めて重大であると考えます。今回の退職手当削減は、国の総人件費削減方針のもと、道理も合理性もなく国家公務員に強行された削減を地方公務員にも押しつけることになると同時に、人事院の調査結果を唯一の根拠として政府の閣議決定要請にいつも簡単に応えるものであり、許されることではないと考えます。

反対理由の第3は、退職手当引き下げが市職員の生活設計に影響を与え、モチベーションの

低下と市民サービスの低下につながることであります。労使で合意したとはいえ、相次ぐ賃金引き下げに続く退職手当の削減は、職員の生活と退職後の生活保障を脅かし、マンパワーで支えられている市の職場では、市民のサービスの低下につながりかねないと考えるものであります。

以上が議案第59号に対する反対討論であります。

続いて、議案第60号に対する反対討論であります。

この条例案の主な内容は、国が地方交付税の削減とセットで地方公務員の給与を引き下げること押しつけてきたことにより、市の特別職と一般職職員の給与を減額しようとするものであります。

安倍首相は、所信表明演説で国民の所得が失われていることを経済危機の要因に上げました。それならば、自治体に職員の賃下げを強制し、政府が主導して国民の所得を奪うようなやり方は改めるべきであります。

反対の趣旨は、先ほど述べました退職手当の引き下げに対する反対理由と同じでありますので重複は避けませんが、同市職員の給与の引き下げは、民間給与のさらなる引き下げにつながるとともに、地域経済を一層疲弊させるものであるとの理由により反対するものであります。

以上です。

○議長（沖原賢治君） 次に、賛成討論を願います。

（16番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 宍戸議員。

○16番（宍戸 稔君） 私は、議案第59号に対して賛成の立場で討論を行います。

この職員の退職手当の引き下げということにつきましては、人事院勧告に基づいて既に労使で合意されたものであります。さらに、平成18年に制度改正が行われたものを平成24年、昨年度でありますけれども、の改正とあわせて今回上程されたものであり、やむを得ない対応だろうというふうに考えるものであります。したがって、本案は問題ないものと考えます。

以上で議案第59号に対する賛成討論といたします。

○議長（沖原賢治君） ほかに討論ありますか。

（15番 杉原利明君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 杉原議員。

○15番（杉原利明君） 議案第60号三次市職員の勤務条件等の改革に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）に関してであります。御承知のとおり、これは東日本大震災の復興財源が国において足りないということで、本市においても2億2,000万円分の地方交付税の減額という状況でこの平成25年度の予算が始まっているという中において、この2億2,000万円分の足りない部分を、果たして今のとおり職員給与を据え置いた場合、市民サービスへの影響というのは避けられない状況であろうというふうに思っております。

そういった中で、職員の皆様方も、今回の国からの交付税減額に対しまして、東日本大震災の復興財源へなるんならという思いとともに、この地方交付税の削減において市民サービスへ

の影響を最小限にしたいという思いの中で先日労使で合意に至ったものであります。

三次市と職員の皆様が市民サービスのことを、そこに市民がいらっしゃるということを考えられた結果のこの議案上程でございますので、私はこの姿勢というのは賛同をさせていただきたいというふうに思っておりますので、この議案第60号に関しましては賛成の立場をとらせていただきたいというふうに思っております。

以上で私の賛成の討論とさせていただきます。

○議長（沖原賢治君） ほかにありますか。

（1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 吉岡議員。

○1番（吉岡広小路君） 私は、議案第59号と議案第60号について賛成の討論をしたいと思います。

まず、議案第59号三次市職員の退職手当に関する条例（案）、先ほども出ましたように、国家公務員等の退職金削減に伴う人事院勧告に伴う地方公務員の退職手当の減額、これは趣旨には賛成でありますけれども、問題点もあります。それを申し上げて、賛成の討論としたいと思いますけれども。

1点目は、まず三次市における今回の条例案、減額幅が3年間でほぼ13%ということで、いわゆる国の減額幅を下回っているということ、あるいは調整手当という名目を新たに設けてこの減額を圧縮しているという点、実質的には13%の減額になっていないという点、さらには他市では単年度で特別職等の退職金の圧縮を、いわゆる削減を同様に行っておりますけれども、本市では特別職の退職金の減額が条例案の提出等でされてないこと、こういったところの問題点があるということを指摘をして、今後も十分に内容等を精査され、私もまた議会のほうでも議論するという意見を意見として申し上げて、賛成の討論としたいと思います。

さらに、議案第60号三次市職員の勤務条件等の改革に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）についてでありますけれども、これにつきましても、震災の復興財源として国のほうが来年の3月までその職員の給与の減額等行うもので、条例案には賛成をいたすものであります。

しかし、この三次市の削減額が、先ほどの賛成討論にもありましたように、いわゆる国から示しておる交付税の減額幅が2億2,000万円であるのに対して、今回の職員給与削減に伴うものが1億5,300万円と、いわゆる6,300万円の不足を生じるということ。他市も同じでありますけれども、この職員給与の減額というのは交付税の減額に合わせるという形で調整されるのが当然であろうというふうに思っておりますので、その金額のところもまだまだ調整が必要であると思っております。

さらには、これは議長にお願いでありますけれども、当然この職員の給与減額にあわせて議員の報酬についても削減すべきであろうかというふうに考えます。本議会には、それぞれ議会の中での議員の報酬について減額を議論されている議会もありますし、既に県議会では今の県議会議員の報酬を10%カットというところも議論されておるところと聞いております。

そういったところも今後議会の中でも十分に議論していただきますことを議長にもお願いをして、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（沖原賢治君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） これをもって討論を終わります。

これより議案第53号外5議案を採決いたします。

初めに、反対討論のありました議案第59号三次市職員の退職手当に関する条例（案）を採決いたします。

本案は、反対討論がありましたので、起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖原賢治君） ありがとうございます。起立多数であります。

よって議案第59号三次市職員の退職手当に関する条例（案）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、反対討論のありました議案第60号三次市職員の勤務条件等の改革に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）を採決いたします。

本案は、反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖原賢治君） ありがとうございます。起立多数であります。

よって議案第60号三次市職員の勤務条件等の改革に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号及び議案第60号を除く議案第53号、議案第54号、議案第56号及び議案第58号を一括採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第53号外3議案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第53号外3議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 教育民生常任委員長報告1件

### 議案第55号 三次市営水泳プール設置及び管理条例の一部を改正する条例 （案）

○議長（沖原賢治君） 日程第2、議案第55号を議題といたします。

議案1件について、教育民生常任委員長の報告を求めます。

（教育民生常任委員長 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 宍戸教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 宍戸 稔君 登壇〕

○16番（宍戸 稔君） おはようございます。教育民生常任委員長報告を行います。

今期定例会において教育民生常任委員会に審査付託となりました議案1件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る6月20日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第55号三次市営水泳プール設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）は、老朽化に伴い使用を中止していた三良坂水泳プールについて、三良坂小中一貫校整備事業の実施にあわせて廃止するものであります。

審査の結果、全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（沖原賢治君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより議案第55号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 産業建設常任委員長報告1件

議案第57号 工事委託契約の変更について

○議長（沖原賢治君） 日程第3、議案第57号を議題といたします。

議案1件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

（産業建設常任委員長 小田伸次君、挙手して発言を求めらる）

○議長（沖原賢治君） 小田産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 小田伸次君 登壇〕

○産業建設常任委員長（小田伸次君） 皆さんおはようございます。

今期定例会において産業建設常任委員会に審査付託となりました議案1件について、その審

査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る6月20日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第57号工事委託契約の変更については、審査の結果、全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（沖原賢治君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより議案第57号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 予算決算常任委員長報告3件

議案第50号 平成25年度三次市一般会計補正予算（第3号）（案）

議案第51号 平成25年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
（案）

議案第52号 平成25年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  
（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第4、議案第50号から議案第52号までを一括議題といたします。

議案3件について、予算決算常任委員長の報告を求めます。

（予算決算常任委員長 國岡富郎君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 國岡予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長 國岡富郎君 登壇〕

○予算決算常任委員長（國岡富郎君） 皆さんおはようございます。

今期定例会において予算決算常任委員会に審査付託となりました議案3件について、その審査の経過と結果を御報告いたします。

本委員会では、去る6月24日に委員会を開催し、担当部局長などの出席を求め、慎重に審査

を行いました。

議案第50号平成25年度三次市一般会計補正予算（第3号）（案）外議案2件については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても今後施策に十分反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（沖原賢治君） ただいまの委員長報告に対する質疑は、予算決算常任委員会において既に行われておりますので、省略をいたします。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより議案第50号外2議案を採決いたします。

議案3件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案3件は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第50号外2議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第62号 工事請負契約の締結について

○議長（沖原賢治君） 日程第5、議案第62号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第62号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第62号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、（仮称）三次市民ホール舞台特殊設備工事につきまして、一般競争入札を平成25年6月20日に執行いたしました。1社による入札の結果、4億425万円で三精輸送機株式会社に落札いたしました。

よって三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により市議会の議決を求めようとするものであります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（11番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 新家議員。

○11番（新家良和君） このたびの工事請負契約の締結について1点ほど質問いたします。

三次市民ホールの舞台特殊設備工事に関してでございますが、今回の工事概要については、つり物機構の工事、音響設備工事、照明設備工事とそれぞれ構成されております。今回のこの工事内容は、いわゆる舞台装置に関する全ての工事費がこれで含まれておるのかどうか、残るとすれば、あと備品が残るのみであるのかどうか確認をしたいと思います。

（特命プロジェクト推進部長 堂本昌二君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 堂本特命プロジェクト推進部長。

○特命プロジェクト推進部長（堂本昌二君） 今回お願いしております議案で、市民ホールに関する工事についての契約は全て完了いたしました。

もう一点御質問ありました備品に関してでございますが、先般の議会の臨時会のほうでもお示しました事業費の中には備品を入れておりません。現在設計者のほうとどのような備品が要るか精査している最中でございます。その備品について、また数字ができましたら改めて御報告させていただきたいと思っております。

（11番 新家良和君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 新家議員。

○11番（新家良和君） このたびのこの市民ホール全般の工事に関して、今まで議会に上程された請負契約、それぞれ調査してみますと、まず土地の取得価格が3億3,900万円、建設工事、従前の機械設備工事を含むものが24億3,600万円、電気設備工事が3億200万円、そしてこのたびの舞台特殊設備工事が4億400万円、これらを累計しますと約34億8,000万円強になります。

さきに示された工事スケジュールの中で平成26年度に外構工事が1億円予定されておりましたが、今般までのこの積み上げ額の約34億8,000万円にこの外構工事の1億円と、先ほど申し上げられた舞台に関する備品等、これらの経費が積算されると、全てこの市民ホールに係る建設工事費が終結するというところでよろしゅうございますか。また、その見込みがわかれば教えていただきたいと思っております。

（特命プロジェクト推進部長 堂本昌二君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 堂本特命プロジェクト推進部長。

○特命プロジェクト推進部長（堂本昌二君） 議員の御指摘のあったとおりの数字でございまして、若干工事請負については端数的なもんがございますけど、今回お願いしてます舞台特殊設備工事で、全て3つの工事で合わせると、建築系は31億4,265万円となります。用地費、そして造成工事等を含め、先般お示しさせていただいた数字では39億7,300万円とさせていただいておりますが、現時点での契約、そして来年度の見込んでおります造成工事の2期工事を含めると39億800万円という現在の状況でございます。

なお、議員も御指摘あったように、備品購入費については今精査中でございますので、それについて幾らか積算ができ上がった段階で御報告させていただくと、これが加算されるという形になります。

なお、それ以外についてもまだいろいろな、工事中のことでございますので、もし変更があるようでしたら、全て議会のほうにもしっかりと御報告させていただくようにしたいと思います。

○議長（沖原賢治君） ほかに。

（15番 杉原利明君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 杉原議員。

○15番（杉原利明君） 私もちょっと議案第62号についてお伺いしたいんですけど、ちょっと今備品は入ってないということだったんですけど、どんちょうは含まれるんかどうかをお伺いしたいのと、この今回の予算にですね。

それから、今回915点以上という入札条件を課されたということで、国内にこれをクリアする業者が3社あったというふうに伺っていますけれども、結果1社の応札しかなかったということで、競争の原理というものが働かなかったという状況でございますけれども、そのことに関しまして市のお考えをお伺いしたいのと、思いというのを伺いたいのと、市におけるAランク、800点以上ではなぜいけなかったのかと、915点以上に設定されたのは、どなたの意見を採用されてこういった入札条件になったのかお伺いいたします。

（特命プロジェクト推進部長 堂本昌二君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 堂本特命プロジェクト推進部長。

○特命プロジェクト推進部長（堂本昌二君） 私のほうからどんちょうについて答弁させていただきます。

今回の工事費の中にどんちょうは含まれております。引き上げることもできますし、左右に引くこともできる形のどんちょうを含ませていただいております。

（財務部長 福永清三君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 福永財務部長。

○財務部長（福永清三君） 今回入札参加業者が1社しかない原因でございますけれども、詳しく原因は分析はしておりません。ただ、今回の舞台設備工事は非常に特殊な工事でございますので、この入札規定委員会で決めました915点以上のランクの業者は、三次市に登録のある業者で同程度の舞台装置実績のある業者は3社しかいなかったということでございまして、その1社応札ということについては詳しくは分析はしておりません。

それと同時に、今回915点の根拠でございますけれども、先般入札規定委員会を開催をしております。その中で、この舞台設備工事についても、さきに入札を行いました市民ホールの電気設備工事においても同レベル、915点としておりましたし、この市民にすぐれた品質を保証するという観点からおいても、施工業者もその設計課題をクリアできる技術能力を持っておるといふことの観点も含めて規定委員会で協議をし、三次市として決定したものでございます。

（15番 杉原利明君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 杉原議員。

○15番（杉原利明君） 品質の保証ということがあって915点ということだったんですけど、結局今回の、例えば市民ホールに関しまして、確かに厳しい入札条件課されましたが、結局全て

1社応札という状況で、競争の原理というのは常に働かなかったというように考えております。やはり、915点と800点との間の差がどれだけあるのかということも含めて、今後の大型の入札も残されていますので、やはり分析というのはされるべきであろうというふうに思っております。

3社とも来られて、申請書かなんかまでは持って帰られたと聞いてますけれども、最終最後でこの1社しか応札がなかったということは、やはり三次市においては、この限られた予算の中でございますので、より有効に効果的な出もできるように、今後の入札条件やら、その点数に関する品質の差ということも含めてぜひ分析していただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 増田市長。

○市長(増田和俊君) 今回の入札、市民ホール全体のお話でございますが、我々は、設計書を設計事務所のほうで作成してもらい、なおかつ予定価格を持って入札に臨んでおりますし、また一般競争入札ということで、本体工事、舞台工事とは違う本体工事についても、地元とゼネコンとのジョイント、あるいは単体での入札応募できる、我々としてはチャンスはつくっておるわけでありまして、それから先、1社であろうが、5社であろうが、それは相手のほうが、今回の三次市における市民ホールなり、本体工事なり舞台装置に参加しなかったということで、我々は何ら関与しておりませんので、そこは余り突き詰めていくことは行政としても考えておりません。

特に、この舞台工事は音響を第一にしておりますから、相当な品質保証を、今部長が言いましたように、そういうものができないと、できた暁での問題点が出ますと、行政としての市民皆さんに対しての責任というのが問われてくるわけでありまして、高品質の保障ということと、繰り返しになりますが、チャンスは皆さんにも与えたわけでありまして、来なかったということだけが結果であると、我々はそのように捉えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○議長(沖原賢治君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第62号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 異議なしと認めます。

よって議案第62号は委員会の付託を省略することに決定しました。
討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 討論なしと認めます。

これより議案第62号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第62号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 異議なしと認めます。

よって議案第62号工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 発議第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書(案)

○議長(沖原賢治君) 日程第6、発議第5号地方財政の充実・強化を求める意見書(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(10番 助木達夫君、挙手して発言を求め)

○議長(沖原賢治君) 助木議員。

[10番 助木達夫君 登壇]

○10番(助木達夫君) 皆さんおはようございます。

ただいま御上程となりました発議第5号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、平岡誠議員、林千祐議員、國岡富郎議員、福岡誠志議員、亀井源吉議員、須山敏夫議員、山村恵美子議員、桑田典章議員と私助木達夫でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

#### 発議第5号

#### 地方財政の充実・強化を求める意見書(案)

2013年度の地方財政計画において、政府は、国の政策目的の実現のために地方公務員の臨時給与減額にかかわる地方交付税減額を推し進めた。このことは地方財政制度の根幹を揺るがすものであり、憲法が保障する地方自治体の本旨から見て容認できるものではない。

地方交付税は地方の固有財源であり、地方交付税法第1条に規定する地方団体の独立性の強化、地方行政の計画的な運営に資するものでなくてはならない。

この法の目的を実現するため、地方財政計画、地方交付税については、国の政策方針のもとに一方向的に決するべきではなく、国と地方の十分な協議を保障した上で、そのあり方や総額について決定する必要がある。

さらに、被災地の復興、子育て、医療、介護など社会保障、環境対策など、地方自治体が担う役割は増大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税総額を確保する必要がある。

よって国におかれては、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2014年度の地方財政計画、地方交付税総額の拡大に向けて次のとおり対策をとられるよう強く求める。

- 1 地方財政計画、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決するのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。
- 2 社会保障分野の人材確保、農林水産業の再興、環境対策など、財政需要を的確に把握し、増大する地域の財源需要に見合う地方財政計画、地方交付税総額の拡大を図ること。
- 3 被災自治体の復興に要する地方負担分については、国の責任において通常の予算とは別枠として確保すること。特に、被災自治体の深刻な人材の確保に対応するため、震災復興特別交付税を確保すること。
- 4 地方公務員給与費の臨時給与削減により減額した給与関係経費等に係る財源については完全に復元をすること。また、地方公務員給与にかかわる地方財政計画、地方交付税の算定については、国の政策方針に基づき一方的に算定方法を決定するのではなく、地方自治体との協議合意のもとで算定のあり方を検討すること。
- 5 地域の防災・減災にかかわる必要な財源は通常の予算とは別枠で確保するとともに、地方交付税などの一般財源と地方債など特定財源の振りかえは厳に慎むこと。
- 6 地方交付税の財源保障機能、財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年（2013年）6月26日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。  
討論願います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。  
これより発議第5号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本意見書案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって発議第5号地方財政の充実・強化を求める意見書(案)は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 発議第6号 教育予算の拡充を求める意見書(案)

○議長(沖原賢治君) 日程第7、発議第6号教育予算の拡充を求める意見書(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(11番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 新家議員。

[11番 新家良和君 登壇]

○11番(新家良和君) 皆さんおはようございます。

ただいま御上程となりました発議第6号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、竹原孝剛議員、伊達英昭議員、岡田美津子議員、宍戸稔議員、杉原利明議員、齊木亨議員、鈴木深由希議員と私新家良和でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

発議第6号

教育予算の拡充を求める意見書(案)

平成23年度から小学校1年生、2年生と続いてきた35人学級の拡充が、今年度は予算措置がされていない。日本は、OECD諸国に比べて1学級当たりの児童・生徒数や教員1人当たりの児童・生徒数が多くなっており、一人一人の子どもに丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要がある。

また、社会状況等の変化により、日本語教育など特別な支援を必要とする子どもたちへの対応等が課題となっており、さらにいじめ、不登校等生徒指導の課題も深刻化し、学校は一人一人の子どもに対するきめ細かな対応を行う必要がある。

しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国の中で日本は最下位となっている。また、三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、地方自治体の財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などに見られるように、教育条件格差も生じている。

子どもたちが全国どこに住んでも機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要である。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成創出から雇用、就業の拡大につなげなければならない。そのため、教育予算を国全体でしっかりと確保充

実させる必要がある。

よって国におかれては、教育予算の拡充のため、次の事項を実現されるよう強く要望する。

- 1 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とする。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年（2013年）6月26日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより発議第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 異議なしと認めます。

よって発議第6号教育予算の拡充を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 発議第7号 三次市議会議員の議員報酬の特例に関する条例（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第8、発議第7号三次市議会議員の議員報酬の特例に関する条例（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（21番 小田伸次君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 小田議員。

〔21番 小田伸次君 登壇〕

○21番（小田伸次君） ただいま御上程されました発議第7号三次市議会議員の議員報酬の特例に関する条例（案）について、提出者を代表し提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、林千祐議員、福岡誠志議員、新家良和議員と私小田伸次でございます。

本件は、財団法人三次市開発公社が国民宿舎三次長寿村の改修の目的として借り入れた資金

が返済不能になり、債権者である金融機関から広島地方裁判所に申し立てがされました。平成24年12月、三次市議会定例会においてさまざまな審議を行った結果、調停委員会から提示された調停和解案を受け入れ、及び借入金残金の5,193万円を償還補助金として財団法人三次市開発公社に出資する補正予算を可決いたしました。

これまで長寿村は、温浴を通して健康増進、維持、余暇の憩いの場として多くの市民に御利用され、親しまれ、公共性の高いサービスを提供してきました。

しかしながら、この補助金は三次市の公金であり、市民の血税であります。この返済不能となった借入金について、これまでの経過では、関係する者の法的な責任はないとされる中、結果としてこのような事態を招いたことに対し、本来なら市当局からの提案が望まれるところでありましたけれども、議会としての責任の一端を感じ、議員報酬月額3%を6カ月間減額することとし、道義的な責任を負おうとするものであります。

以上の趣旨を踏まえ、地方自治法第112条及び三次市議会会議規則第14条の規定により三次市議会議員の議員報酬の特例に関する条例（案）を提案するものであります。何とぞ御理解をいただきまして全員の御賛同をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 須山議員。

○2番（須山敏夫君） ただいま提案されました発議第7号について質問いたします。

先ほどの提案理由ですが、いわゆる市が債務保証した財団法人三次市開発公社の借入金を償還補助金として5,193万円支出をするというこの補正予算を可決したと、この補助金は三次市の大切な公金であり市民の血税だと、これはわかりますが、この債務保証をしなければならなかったのは、この借入れに対して債務負担行為を議決をしておるわけでありまして。したがって、この債務負担行為を道義的な責任ということにするならば、市の政策を遂行するとき全て議会が責任を負わなければならないということになるのか。今定例会にも、債務負担行為の議案もごさいます。

そうしますと、そのたびに、将来において発生するかもわからないそうした負担に対して議会として責任をとるのかとられるのかということがこの審議の中で問われてくるわけであって、やはり市の政策遂行に大きな支障を来すのではないかというふうに考えます。

次に、この道義的責任ということですが、道義的責任というのは、そのおのおのがいろいろ考えるものであって、例えば今回の場合でも、道義的責任はないと考える考え方もあります。したがって、この条例案が賛成多数等によって可決されるとするならば、道義的責任がないとする議員までもこの道義的責任を負わされて報酬の減額をされるという、私はいささかこれは大変な問題じゃないかなと。道義的責任は、それぞれがどのようにとるかということではそれぞれが考えるべきであって、条例で強制をするということにはなじまない、私は思います。それについての考えを伺います。

（21番 小田伸次君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 小田議員。

○21番（小田伸次君） このたびのことについて、いろいろと市も債務負担行為をやっているの  
で、全てのことにというふうに言われましたけども、私はその事例事例、そのときそのときによ  
って、そのことによって、過去のことについて、そのとき議員として在籍してる者がしっか  
りと判断をしてこれに対して対処するものだというふうに考えます。

それと、道義的責任というものを言われました。これで議決して、おのおのがやればいいん  
ではないかというふうなことも言われましたけども、私たちは、御存じのとおり、寄附行為と  
いうものができません。公金を支出したところに対しての協力をするという意味合いを持って  
やるにすれば、この報酬をカットしていくと、削減するという方向しかないのではないかと  
いうふうに考えます。

よってこの議案を提出して、少しでもこの財政の苦しい三次市の財政に対しても少しでも協  
力をしたいという思いで提案させていただいたものでございます。

（2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 須山議員。

○2番（須山敏夫君） やはりその道義的責任を条例で制定することは強制すること、そのこと  
に対しての明確な答弁ありませんが、議員はいわゆる寄附行為ができないとおっしゃるんであれ  
ば、ふるさと納税というような方法もあるわけです。しかも、この議会というのは合議体であ  
ります。合議をその旨とする議会である以上、やはりこうした問題は議会の中でしっかりと議  
論をし、合意形成を図るべきだろうと。まだそういうことに至っていない現段階において、こ  
の問題のいわば解決といいますか、道義的責任をとるということでのこの条例案には私は大変  
な疑義がある。

私は、もっともっと議会の中で熟議、議論を尽くすべきと、その上で合意がなされれば、条  
例制定を待つまでもなく、他の方法でも、さっき申し上げましたふるさと納税というふうな方  
法もございますから、そうした形で市の財政に協力することもあり得るのではないかと考えま  
すが、いかがですか。

（21番 小田伸次君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 小田議員。

○21番（小田伸次君） 合議ということを先ほどおっしゃられました。確かに私も全員でこれに  
対して向かっていくのが一番いいというふうに考えておりますけれども、実は3月の定例議会  
のほうでこの案を提出したいというふうに考えましたけれども、いろいろ調整をしたいとい  
うことで、議長のほうにもお話をし、このたびの提案ということになりましたけれども、12月  
の補正予算でこれを可決して、もう時間もたっております。私どもも、先ほど言いましたように、  
議長のほうにお伺いし、ちょっと調整をしてみるということでしたのでお預けをし、ここま  
で待ちましたけれども、結果的に全員のところで話し合うということにはなりませんでしたが  
も、決して全員の意見をまとめるのが嫌なんだというようなことではございません。確かに  
その機会が、時間的な面で、調整されたのがちょっと5月末だったということもありまして、

時間的な面がありませんでしたので、ちょっと皆様には確かに唐突のような感覚は持たれとるかもわかりませんが、私は、先ほど言いましたように、議員として、そのことについて確かに議会が何もしないというのはいけないというふうに判断していただけるものなら賛成していただけるものとして提出をさせていただきました。

その方法につきましては、ふるさと納税ということを、確かに私頭の中にそのときはありませんでしたけれども、先ほども言いましたように、議会としてこのことについてやっぱりそれなりの協力を求めたいというふうな気持ちも、市のほうに対して協力するべきではないかというふうに考えましたので、それはやはり議員の報酬をカットしていくのが一番よろしいのではないかというふうに考えましたので、こういうふうに提案をさせていただきました。

○議長（沖原賢治君） ほかにありますか。

（16番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 宍戸議員。

○16番（宍戸 稔君） 今須山議員のほうからもあったんですけども、この長寿村の関係については、政策として当時の行政が提案され、議会が承認したという流れなんですよ。政策を議決した議会と責任をとる議会が別々であってはいけないというふうに思うんですよ。その点についてはどうなんですか。平成9年ですか、その当時の議決され、債務保証されたという議会と、こういう事態になっての道義的責任というそれぞれの立場で責任をとることということが議会全体として今現在の議会に投げかけられとるというのはいかがなものかというふうに思うんですけども、その点について答弁していただきたいと思います。

政策というのは、例えば君田で言えば君田温泉森の泉、これは政策でやられた事業です。布野の道の駅にしてもそうです。美術館にしてもそうです。ワイナリーにしてもそうです。政策としてやられて、その当時経費を投入して、事業費を投入してやられた。この長寿村については、その改修を借りるという形でやられた、手法が違うだけなんですよ。本来は市が責任を持ってその経費を出すべきだったものなんですよ。それが債務として残ったということだけなんです。そのことを通しての事例を含めて、先ほど申しました私の質問に対していかがでしょうか。

（21番 小田伸次君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 小田議員。

○21番（小田伸次君） 先ほども私は言ったと思いますけれども、そのときそのとき、そういったものを議決した議員として責任をとっていきたいというのがありますし、先ほど政策的なものというふうに言われました。確かにそのとおり、政策的にそれに賛成もしてきたのも議会の責任だというふうに思います。そして、このような自体に陥ったときに、じゃあ議会はどうするのかといったときに、それまでの取り組み、私たちのかかわりというようなものも加味して、そういったときの責任のとり方というのがあるんじゃないかというふうに思います。

先ほども言いましたように、議会として、今回のことについて何も知らない顔というのは私はするべきではないのではないかなというふうに判断しましたので、今回の議案を提出させて

もらった次第であります。

(16番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 宍戸議員。

○16番(宍戸 稔君) ですから、執行部が提案する政策に対して、また議会として政策を提言するということの自由度が奪われることになるんですよね。そういう責任を先に想定してやるということになれば、自由な発想での政策提言で政策を執行部のほうから提案することもできなくなるということにつながるのではないんですか。その点についてはいかがですか。

(21番 小田伸次君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 小田議員。

○21番(小田伸次君) 政策提言、執行部からにしても、議員からにしても、それは全て、じゃあ責任をとるか、将来的な計画とか将来的な予想とかを持たずに言うのは、これはいささか僕は無責任なところがあるんじゃないかなと思います。私たち議員が提案するのも、執行部がするもの、やはりそれなりの勝算を持って提案されているものだというふうに思いますので、別にそれは無責任に出していくというものでは僕はないと思います。

○議長(沖原賢治君) ほかに。

(4番 小池拓司君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 小池議員。

○4番(小池拓司君) 政治家としての判断で選んできたことが3%の削減と、そういった品格のない状況でいいのでしょうか。政治家が本当に責任を感じられるときは、おとなしく職を辞される。先ほどふるさと納税の話もありましたが、それ以外にも、例えば今責任を本当に感じてやめられるとすれば、不用額として議員報酬が算定され、市政に届けることができます。3%削減して、26人議員6カ月間、それで本当に五千何百万円の今回の補填につながる、それで議員が責任とったと顔をして市民の皆様に向き合って本当によろしいのでしょうか。そのあたりの考えをお聞かせください。

(21番 小田伸次君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 小田議員。

○21番(小田伸次君) 小池議員が言われたように、確かに金額的には全然見合うものではございませんけど、先ほど言いましたように、責任の一端を感じて、やろうというものでございます。これでやって、議員は責任を逃れるという意味ではございません。次の土地をどのように活用していくのか、建物をどうしていくのか、これに対しても積極的に取り組んでいくのが、これは責任だろうというふうにも思います。

ただ、何もしないというのはいけないのではないかとこのように考えたので出させてもらいましたけども、3%というのは、私がちょっと基本にさせてもらったのは、三次市が合併前に行いました滞納処理のときに、時効、要するに請求をしてなかったために時効を迎えて請求すらできなかったという金額がございまして、それを執行部以下議員も協力して、議員報酬を削減して協力したというのがございまして、それが5%の2カ月でありまして、その分の数字を私

はちょっと参考にさせていただきまして、今回の、先ほど言いましたこれまでのかわり方云々くんぬんを考えましてこの数字というものをださせていただきます責任の一端を感じようというもので、全額を返していかなければいけないというようなことじゃなく、責任の一端を感じる、議会は何もしないのかということに関して、そうではありませんよという意思表示であります。

(4番 小池拓司君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 小池議員。

○4番(小池拓司君) 今回1回のことで五千何百万円の責任を感じ3%ということならば、美術館で、議会がもうけるもうける言われてつくったものを今後、1回こっきりではなく年間を通して払い続けていく、またケーブルテレビジョン、今後20年、84億円、更新費を毎度毎度払うとなると、大体年間と言いますと4億円程度になり、それらを払うとなると10%の削減になります。そうなったときに、三次市政はお金持ちの方しか議員になれない。議員になっても、それまでに三次市政でやられてきた負債を負わされる羽目になると私は思います。

私は、議員になって、今回の長寿村のことについて、昔のことから、三次ロッジから研究させていただいて、今JAに負債を払わないと裁判になって三次市が負けてしまうと。さらに、JAと関係が悪化してしまうと。そうなったら三次市にとって何ひとついいことはないと思って、予算については賛成の立場をとらせていただきました。また、皆さんも賛成の立場をとられた方が大多数でございます。

その賛成をとっておきながら、なぜ今の時期に3%という、皆さんにとっては大した金額じゃないかもしれませんが。私にとっては死活問題である3%を6カ月間も、しかもそれで五千何百万円が返せるわけではないのに、なぜそのような考えを持たれているのか。

また、今後の責任についても、ケーブルテレビ、美術館、とられていくおつもりなのでしょうか。

(21番 小田伸次君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 小田議員。

○21番(小田伸次君) ケーブルテレビとか美術館のことをおっしゃいましたけども、先ほど途中で言ったと思いますけど、その都度、補助金というのは市のほうから出してるところは結構ありますので、その都度その都度、公費で、要するに予算を組んだ以外、補正予算を組んでそれを穴埋めしなければならなかったという事態が出たときに、今回の分に関しては、経営者が行方をくらまされて、今後経営も成り立たない、何もできない、全くの負債しか残らないという形の中でのことだったというふうに考えておりますけれども、まだ土地の今後の利用等々もまだ決まっておりません。だから、5,193万円全てがマイナスだけっていう、今後の利用によっては若干軽減されてくる面もあるのかなというふうにも考えてますけれども。

先ほど言いました美術館等々について、ケーブルテレビにつきましても、これは今現在もずっとこうやって営業していただいてまして、それなりの僕は存在価値というものはあるんだと思います。この長寿村も、今も現在も営業されてたらこんなことにもなってない、営業されて

ることもあれば、それに対してどうのこうのということはないんだろうと思います。結果としてこういう事態になったことに関しての責任の一端をとりましょうということでございまして、その今言われたケーブルテレビ、美術館について、また今後、もし万が一そういうことが何がしかあるときには、そのときにしっかりと考えていかなければいけないんだというふうに思います。今これはこうするべきだというふうに答えを出すものではないというふうには思います。

○議長（沖原賢治君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第7号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 異議なしと認めます。

よって発議第7号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論を交互にお願いいたします。

まず、反対の討論を許します。

（20番 平岡 誠君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 平岡議員。

○20番（平岡 誠君） おはようございます。

私は、発議第7号に対する反対意見を述べさせていただきます。

私は、この間の三次長寿村問題の解決に対して、増田市長の判断によって調停案を受け入れ、裁判で争うことなく、JA三次との和解の道をとられたことは正しかったと思っております。

そもそも有限会社湯快の社長が失踪しなければ起きなかった問題であります。失踪を想定して起こされた事件なら大きな問題でもありますが。

これまで一般質問では、責任追及に関しては厳しい意見が出ておりましたが、逆にこういう解決策が正しいのではないかという建設的な意見というものは余り出ていないように思っております。公設民営ができなかった当時、市開発公社が市の肩がわりをして施設改修を行い、資金借入れの債務負担を議会が承認して運営されてきたのは御承知のとおりであります。平成9年ごろから近隣市町村において同じような施設が次々とできて、長寿村の経営状況は厳しくなってきたとはいえ、トータル的に長寿村が果たした経済的効果あるいは市民の憩いの場としてのサービス効果については、昨年11月20日の全員協議会で見られました資料を見ても明らかであります。概算で申し上げますと、来客数184万人、営業販売額54億円、家賃合計4億円、公社が納めた市税、合わせて1,600万円と、結果だけ見てマイナス評価するのではなくして、行政施策として、長寿村事業は市民へのサービスの一翼を十分果たしてきたと思っております。観光・教育・文化施設に対して、赤字運営にならないように市が公金を使って補助することも同様に、市民の皆さんへの教育・文化・芸術などの鑑賞を通して意識レベルを上げるた

めに投資することは必要なことであり、無駄なことではありません。美術館など赤字運営に対して公金を使うことに責任を問われ続けられることのほうが今後において支障を来すのではないのでしょうか。

このたびの執行部がとられた解決策はやむを得ないもので、これからの跡地利活用をしっかりと検討をしていただければいいのではないかと考えております。

長寿村に関して言えば、道義的責任は、この件が事件、事故によって起こり、当事者の法的責任が問われたとき、それを管理監督する立場にある人が道義的責任が起きるとというのが、これが道義的責任であるのではないかと考えております。弁護士の意見にもありましたように、法的責任は問えないというものに道義的責任を求めることは行き過ぎであり、同じように議会としても、議員の立場としても同様であります。

個人として私があえて言うならば、積極的に近くの長寿村の風呂に入りに行かなかったことは申しわけなかったと思いますが、まして個々の思いがまちまちである道義的責任をこの条例によって強制しようとすることは決して許されるものではありません。道義的責任を感じておられる方は、みずからの判断で行動されれば済むことであります。

よって長寿村問題から発生したこのたびの発議第7号についての反対意見といたします。

○議長（沖原賢治君） 次に、賛成討論を。

（22番 林 千祐君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 林議員。

○22番（林 千祐君） 発議第7号三次市議会議員の議員報酬の特例に関する条例（案）について、賛成の立場で討論を行います。

私は、これまで長寿村の件に関しまして、一貫して議会内に調査特別委員会を設置し、再発防止のための徹底した調査を行うとともに、責任問題についても議会内で検討を行い、市民の皆様を示さなければならないと言ってまいりました。また、今でもその気持ちには変わりはありません。

あわせて、これまでの一般質問や総務常任委員会でも、チェック機能を果たせなかった議会や議員の責任は市執行部とともに存在すると申し上げてきたところであります。

議会報告会で市民から出された意見でございます。税金という公金を使うことの責任の所在はどこにあるのか、ここまでに至った責任はどこにあるのか、ここまではっておいたのは怠慢だと思う、また特別委員会の設置がなされなかったのはなぜか、また誰がどのように責任をとるのか、関係者の処分はしないのか、議会は行政をチェックすべきなのにできていなかった、誰が責任をとるのか、チェック機能がなければ、次に誰が来ても一緒である、危機感がなさ過ぎる、議会、行政は責任がないからこうなる、長寿村について、特別委員会を設置して徹底的に追及してほしい、議会のチェック機能は発揮されたのか、またチェック機能を発揮すべき議会に誤りがあるとはいけない、また今日に至るまで、議会のチェック機能が不十分であったのではないのか、また長寿村を議会としてチェックしていなかったのか、長寿村の問題については、毎年の決算報告を確認していればもっと早期にわかったのではないのか、長寿村の責任

について明確にしてほしいなど、たくさんの意見が述べられております。この中に、議会として説明責任を果たしている、あるいはチェック機能が果たされている、また議会に責任がないという意見は一つもありません。

今回、三次市が5,193万円の補助金を出すというのは一般会計からでございます。市民の皆さんの税金であります。このままでいきますと、本市で本件に係る一番の被害者は一般市民の方となるわけでございます。今回の条例案で、市民の皆様の被害や負担を少なくすることで議会の信頼回復にもつながると考えるところでございます。何とぞ良識のある御判断をいただきますようお願いいたしまして、賛成の討論といたします。

○議長（沖原賢治君） 次に、反対討論がありますか。

（2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 須山議員。

○2番（須山敏夫君） 私、先ほど質疑の中でも意見を述べましたけれども、この条例案は、そもそも制定することに無理がある。それは、先ほど来から出ております道義的責任ということについてさまざまな意見があり、それを一方的に条例によって押しつけることに私は大変な問題がある。しかも、そのことによって3%の報酬カットすると。こうしたことは、いわゆる思想・信条の自由あるいは財産権を保障した、大げさに言えば憲法なんです。そういうものに抵触しないだろうか。そういうものに抵触するような条例をあえてここで出して議論すること自体が私は非常に拙速だし、先ほども申し上げましたけれども、議会の中で、私はその責任を全くとらないとかどうとかということではなしに、どうあるかということをもっと議論すべき、先にですね、であったらうと。

しかも、先ほどの討論の中にもありましたけれども、この問題は、誰かが不正をやって、あるいは事故等があって発生したものではないわけです。君田温泉のように全額市が起債をするなりして改修をしておれば、この残債務は残らなかったし、保証債務の履行もする必要はなかった。だから、たまたまこの長寿村を改修する際に、三次市開発公社を借り主としてJAから借り入れたお金が、営業を中止したことによって返せなくなった、このことによって一般財源から持ち出しでありますけれども、全額市が負担をして改修した場合も、これも市の財政から持ち出すんですね。分割で返済金で充てるのと、一括で先払いするのとどう違うのかと。

私は、こうした条例が、もっともっと議会の中で議論を尽くし、跡地の有効利用も含めた検討を行うことこそ責任ある行動のとり方ではないか。その上で財政的に市に支援をしようという合意がなされれば、先ほど申し上げましたようなふるさと納税というような形でも私はできるのではないかと。

したがって、このような疑義のある条例案並びに議会の中での合意形成がなされない中での押しつけに似たような形での条例提案には反対するものであります。

○議長（沖原賢治君） ほかに討論ありますか。

（11番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 新家議員。

○11番（新家良和君） 私は、発議第7号に賛成の立場で討論をいたします。

そもそも先ほどの提案の説明の中にもございましたように、本件は、三次長寿村の平成22年5月の事件以降3年間にわたって続いた問題でございますが、私は当初から、この問題については一貫してこの問題を風化させてはいけなないと。債権は放棄して、債務は市が税金で賄って、そして誰も責任をとらないということであっては多くの市民の納得が得られないという立場をとらせていただきました。

三次市と三次市開発公社が有限会社湯快に対して持つておりました水道料金の使用料や家賃収入の債権と三次市開発公社が施設の改修のために借り入れたJAの返済の残高のその返済について市が負担するということについては、やはりいささか市民の立場の目線で見ると問題があるということで一貫してこの主張をさせていただきました。

したがって、この件については、行政と議会と三次市開発公社と、それぞれの立場の人がそれぞれの応分に合った責任を感じ、一定の負担をするべきだという主張をさせていただいたところでございます。

確かに顧問弁護士のおっしゃるように、法的責任はないということで私も理解をいたしました。しかし、結果的には、後ほど申し上げますが、血税を使ってこれを補填することになったということについては一定の責任を感じておるところでございます。

また、過去の三次市開発公社や有限会社湯快の決算の状況や経営の状況について、今さらここでぶり返して申し上げる気持ちはございませんが、やはりそれらの過程の中でもう少し判断をきっちりしておればこのような結果にならなかったということも言えるのではなかろうかと思っております。

昨年12月の定例会で、JAとの和解の議案と、これに関連して一般会計から5,193万円を三次市開発公社に償還補助金として支出する議案が上程されました。私は、このときのそれぞれの議決に賛成の立場をとらせていただきました。1月末をもって支払い期限が迫っておったJAから、三次市と三次市開発公社を相手方として広島地裁に調停が申請されておりましたが、もしこの12月議会でこの議案を可決しなければ、いろんな局面でパートナーシップをとるJAと、さらに今後ともいろんな面で協力をしていただかなきゃいけないJAと、最悪のケースは裁判ということになります。これは、執行部と同じように、私は絶対に避けるべきだという立場をとらせていただきました。しかしながら、このJAとの和解とこの責任総括の問題は区別をして考えるべきだという考えに至ったわけでございます。

今回の3月定例会での発議を準備したと先ほど提案者の小田議員からもお話がありました。当然のことながら、全議員で、議会が全て合意をしてこの問題に取り組むことが好ましいということは重々承知をしておりますが、いろいろと調整をお願いした中で結果的に不調に終わったということで、今回あえてこの6月定例会で発議として提案をさせていただいたところでございます。

三次市開発公社が過去に三次市に対して、あるいは市民に対して貢献したこと、三次市開発公社が市民の憩いの場として長寿村を運営し、約184万人の利用者を迎え入れたということや、

家賃の収入を有限会社湯快が三次市開発公社に納めたこと、さらには三次市開発公社が市税として1,600万円程度を納めたということ、これらのことについて何も反論することでもございませんし、それなりの役割を果たしてきたことについては評価もしたいと思います。ただ、三次市開発公社は、有限会社というところを使って三次長寿村の運営をしてきたと。その営業活動をしてきたことから見れば、このたびのこのような貢献は当然のことでありまして、むしろ今後とも継続して本来やっていかなければいけなかったことであります。

私は、今回の問題で、確かに三次市が政策としてやったことですから、こういうことに対して一々反対をすれば、確かに新たな政策提言ができなくなるという側面は持っています。ただ、私はこの三次市開発公社と三次長寿村のこのたびの一件については、一般的なその政策の結果や、あるいは債務負担行為とは次元が違うと理解をしております。本来、営業が継続されておれば、家賃収入を回収して、それをJAの返済に充てていくと、しかも市民は長寿村の温浴を利用できる、憩いの場として活用できると。それが、平成22年5月に行方不明になった以降、この営業を停止して、家賃収入が入らなくなり、JAへの返済もできなくなったと。その前に、いろいろと経営問題も当然あったでしょうし、いろいろ有限会社湯快と三次市開発公社が、あるいは三次市がいろんな場の協議を持って、どうすれば継続してできるかということの観点から少し足らなかつたのではないかなという気が今にして思っております。家賃を当時106万円、月額でしたけども、これを例えば70万円とか80万円に下げること一つの手段であったかもわかりません。結果的に、そのように予期せぬ出来事であったとはいえ、このようなことの事態を生じたやはり管理責任というのも一つはあるのではないかと思うわけでございます。

三次市開発公社の解散とJAに対する和解の決議とそれに関連する5,193万円の補助金を開発公社に支給し、それをJAに返済をして、この問題は一応表面的には片がついたと思っておりますが、やはり血税を使ってこの5,193万円を補填をしたということについては、それらを議決した議員の一人として責任の一端を感じ、このたびの議案提出になったわけでございます。どうぞ各位の十分なる御理解を得て、賛同をお願いする次第でございます。

以上をもって賛成討論を終わらせてもらいます。

○議長（沖原賢治君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） これをもって討論を終わります。

これより発議第7号を採決いたします。

本案は反対討論がありましたので、起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖原賢治君） 起立少数であります。

よって発議第7号三次市議会議員の議員報酬の特例に関する条例（案）は否決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 閉会中継続審査申出事件1件

(教育民生常任委員会)

陳情第2号 公的年金2.5%の削減に反対する意見書の提出について

○議長(沖原賢治君) 日程第9、委員会における閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

教育民生常任委員長から、目下委員会において審査中の陳情第2号公的年金2.5%の削減に反対する意見書の提出については、引き続き内容を詳細に調査研究する必要があるため継続審査としたい旨、会議規則第109条の規定により申し出がありました。

お諮りいたします。

教育民生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 御異議なしと認めます。

よって教育民生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定をいたしました。

以上で今期定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これによって、平成25年6月三次市議会定例会を閉会をいたします。

13日間にわたる御審議、大変御苦労さまでございました。ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

——閉会 午前11時32分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成25年6月26日

三次市議会議長 沖原賢治

会議録署名議員 福岡誠志

会議録署名議員 新家良和